

お知らせ

HOT

コーナー

市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367

HOTコーナーに掲載の情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内



会議の傍聴

●第2回八潮市自治基本条例検証委員会

日8月20日(木) 午後2時～
場市役所会議室3-4

内八潮市自治基本条例の検証などについて

定10人（当日先着順）
問市民協働推進課 ☎328

●第1回八潮市青少年健全育成審議会

日8月21日(金) 午前10時～
場八潮メセナ集会室

内令和7年度青少年健全育成事業報告などについて

定5人（当日先着順）
問社会教育課 ☎357

●第1回八潮市男女共同参画審議会

日8月24日(月) 午前10時～11時30分

場市役所多目的室

内令和7年度の男女共同参画の推進状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について

定3人（申込順）

申8月3日から21日までに、電話で人権・男女共同参画課（☎811）へ

●第1回八潮市子ども・子育て支援審議会

日8月27日(木) 午後2時～3時30分

場市役所大会議室

内こども計画の進捗状況などについて

定10人（当日先着順）
問こども政策課 ☎427

●第1回八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

日8月31日(月) 午後2時～
場市役所会議室4-2

内第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業（令和7年度実施事業）の効果検証について

定10人（申込順）

申8月28日までに、電話で企画経営課（☎885）へ

●第2回八潮市市民活動推進委員会

日9月2日(水) 午後2時～
場市役所会議室3-4

内八潮市協働のまちづくり推進事業助成事業の審査およびやしお生涯学習館の大規模改修工事について

定10人（当日先着順）

問やしお生涯学習館 ☎994-1000

第20回市民意識調査

市が推進している施策に対する市民の満足度や行政への要望などを把握し、今後の施策立案の基礎として活用するために実施します。

施します。

日9月11日(金)まで

対無作為に抽出した満18歳（令和8年6月1日現在）以上の市民3,000人

※対象の方には、調査票を郵送します。対象となられた方は、ご協力をお願いします。

問秘書広報課 ☎226

全国一斉情報伝達試験放送

地震や武力攻撃など、国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。

日8月26日(水) 午前11時ごろ

※災害や天候などにより、中止する場合があります。

内チャイムの音に続いて、次の放送が流れます。▶これは、Jアラートのテストです（3回）

▶こちらは、防災やしおです

問危機管理防災課 ☎804

就学時健康診断

令和9年度入学予定の小学校新1年生を対象に、就学時健康診断を通学予定校で実施します。

日程など詳しくは、市ホームページまたは後日郵送する通知をご覧ください。

※新設の花桃小学校へ入学予定の児童については、現在の通学区の学校にて受診の案内をします。

※病気など、やむを得ない事情

により健康診断を受けることができない場合は、ご連絡ください。

問保健給食課 ☎352

高額療養費制度の見直し

国の制度改正に伴い、令和8年8月診療分から、高額療養費制度が見直されます。今回の見直しでは、月額自己負担限度額の引き上げと同時に、年間の自己負担限度額が新設されます。

詳しくは、市ホームページまたは資格確認書や資格情報のお知らせに同封しているパンフレットをご覧ください。



問国保年金課 ☎214

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

日8月28日(金)～9月3日(木) 午前8時30分～午後7時（29日・30日は午前10時～午後5時）

内こどもをめぐる人権問題についての電話相談

専用電話 ☎0120-007-110

相談担当者 法務局職員、こども人権委員会委員

問さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-851-1000

老人福祉センターすえひろ 荘お風呂利用の一時中止

日8月31日(月)～9月16日(水)

※施設は開館しています。

問すえひろ荘 ☎936-9181

八潮らしい家づくりをしましょう

問都市計画課 ☎368

市では50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、「やしお家づくりデザインマナーブック」を作成しています。

これから家づくりをしたい方や購入を考えている方に対し、家族・地域・街並みのそれぞれの「つながり」をコンセプトに、家や街並みの魅力アップのアイデアを紹介しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



屋外広告物の適正な管理に努めましょう

国では、全国的に9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発や、違反広告物に対する国民や企業の意識啓発などを行っています。

問都市計画課 ☎368

近年、老朽化などによる屋外広告物の落下などの事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。表面はきれいな看板に見えても、内部では腐食が進み、落下や倒壊などの事故が生じ、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。管理者は、市の条例を遵守するとともに、屋外広告物を定期的に点検し、適正に管理しましょう。

また、電柱などに貼られた住宅売買のはり紙などは、違反広告物です。市では定期的に撤去していますが、市民ボランティア団体（現在6団体が登録）でも実施しています。活動にご協力いただける方は、ご連絡ください。